

## 申請に対する処分

処分名	はり・きゅう施術料の助成
根拠法令	奄美市はり・きゅう施術料の助成に関する条例
所管課	高齢者福祉課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

奄美市に住所を有する70歳以上のもの

(2) 申請の方法

はり・きゅう施術受診券交付申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している人。

### 2 標準処理時間

1日